

くらしを支える 「国民年金」

いいみらい
11月30日は
年金の日

国民年金は、日本に住む二〇歳以上六〇歳未満の全ての方が加入して、老後の生活だけではなく、重い障がいを持つてしまったときや一家の働き手をなくされたといった、万が一の場合に、生活の安定が損なわれることがないよう、皆で前もって保険料を出し合い、お互いの生活を支え合う制度です。

年金相談所を開設

年金に関するさまざまな疑問や質問に新庄年金事務所の職員がお答えします。また、手続きもできます。

- ◆日 時 偶数月第2木曜日
午前10時～午後3時
※正午～午後1時を除く
◆場 所 役場1階 101会議室
◆持ち物 年金手帳(証書)、印鑑、預金通帳、本人確認書類など
年金相談は、電話予約制となっております。

予約先「新庄年金事務所」

☎0233-22-2050(自動音声案内後5番)

【これからの開設予定日】
令和7年12月11日(木)
令和8年2月12日(木)

ご存知ですか? 障害年金

障がいのある方が次の3つの要件をすべて満たしている場合は、国民年金・厚生年金の障害年金を受けることができます。

- ① 年金制度加入中に初診日があること
※20歳前または60歳から65歳までの間に初診日がある場合も対象になります。
② 一定の障がいの状態にあること
③ 一定の保険料を納付していること

障害年金を受けるには、本人または家族による年金請求手続きが必要です。まずは役場町民税務課または新庄年金事務所にご相談ください。

国民年金保険料免除について

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合は、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」、学生の方は「学生納付特例制度」をご利用ください。保険料の一部免除を受けた方は、残りの免除されていない保険料を認めないと「未納」という扱いになってしまいます。保険料が納め忘れの状態で万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。未納期間のある方や納付書をなくされた方は、役場町民税務課または年金事務所にご相談ください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書をお送りします

納めていただいた国民年金保険料は「社会保険料控除」として、全額が所得控除の対象となります。
年末調整や確定申告の際には、この控除証明書が必要ですので申告の時期まで大切に保管してください。

令和7年1月1日から9月30日
までの間に国民年金保険料を納めた方

➡ 11月上旬までに発送されます

令和7年10月1日から12月31日
までの間に今年初めて国民年金保険料を納めた方

➡ 翌年2月上旬に発送されます

※ご家族の国民年金保険料を納付された場合、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ、申告してください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

【ねんきん加入者ダイヤル】☎0570-003-004(ナビダイヤル)

年金に関するお問い合わせは

■新庄年金事務所

☎0233-22-2050(自動音声案内後5番)

■役場町民税務課 住民グループ

☎35-2111(内線123)

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

厚生労働省では「国民お一人お一人、ねんきんネットなどを活用しながら老後の生活設計に思いを巡らせていただく日」として11月30日を「年金の日」としました。

この機会に「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」で年金記録と受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」では、いつでもスマートフォンやパソコンで自身の年金記録を確認できるほか、記録を基に様々な受給パターンを試算することができます。是非、ご活用ください。

詳しい利用方法は、6ページをご参照ください。

国民年金の種別と手続き

種 別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入する制度	国民年金	国民年金と厚生年金保険	国民年金
対象者	・学生 ・自営業者 ・農林業者 等	・会社員 ・公務員 等	国内に居住し、第2号被保険者に扶養されている配偶者
加入方法	町役場または新庄年金事務所へ届出	お勤め先を通じて事業主が届出	第2号被保険者のお勤め先経由で届出
保険料の納付方法	各自が納付	お勤め先を通じて納付(給料から天引き)	自己負担なし(第2号被保険者の加入制度が負担)
こんなときは手続きを ()内は手続先	・お勤め先を退職した(町役場または新庄年金事務所で) ・就職して厚生年金保険に加入した(お勤め先で) ・厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されるようになった(配偶者のお勤め先で) ・厚生年金保険に加入した配偶者に扶養されなくなった(町役場または新庄年金事務所で)		

付加年金で受け取る年金をふやせます

付加年金とは、国民年金に加入した方が、**定額保険料(令和7年度は17,510円)に月額400円の付加保険料を上乗せして納付**すると、老齢基礎年金に付加年金が加算されて支給される制度です。

納めていただく付加保険料は、月額400円
支給される付加年金の年額は、200円×付加保険料納付済月数

★手続き先

・新庄年金事務所または町民税務課住民グループ 1・2番窓口

★持ち物

・マイナンバーカードまたは基礎年金番号のわかるもの



*付加年金は申し込みされた月からの加入になります。

*国民年金基金に加入中の方は付加年金に加入できません。

*付加年金のみの加入はできません。定額保険料の納付が加入条件となります。